

令和7年3月10日

宇部市議会産業建設委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会産業建設委員会会議録

- 1 日 時** 令和7年3月10日（月）
午前9時53分から午後零時1分まで
- 2 場 所** 第2委員会室
- 3 事 件**
- (1) 議案第34号 宇部市営住宅条例中一部改正の件
 - (2) 議案第42号 和解について
 - (3) 議案第43号 恩田運動公園に係る指定管理者の指定の件
 - (4) 議案第35号 宇部市手数料徴収条例中一部改正の件
 - (5) 報 告 宇部市都市計画審議会の開催状況について
 - (6) 報 告 宇部市地域公共交通サービス水準調査・検討に関する報告について
 - (7) 報 告 宇部市常盤通りウォーカブル推進協議会の開催状況について
 - (8) 報 告 宇部市成長産業推進協議会の取組について
 - (9) 報 告 地方卸売市場再整備基本構想について
 - (10) 報 告 宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業の優先交渉権者の選定について
 - (11) 議案第36号 宇部市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例中一部改正の件

4 出席委員（9名）

委員長	早野 敦君	副委員長	山下 則芳君
委員	荒川 憲幸君	委員	射場 博義君
委員	笠井 泰孝君	委員	木原 大介君
委員	新村 秀雄君	委員	林 豊廣君
委員	三好 保雄君		

5 欠席委員（0名）

6 その他の出席者（1名）

議長 山下節子君

7 説明のため出席した者

- (1) 議案第34号 宇部市営住宅条例中一部改正の件
都市政策部

部長	磯中克文君
次長	福田庄吾君
次長	渡辺一正君
住宅政策課長	上原学君
同課副課長	高橋智宏君
同課副課長	渡邊哲文君

(2) 議案第42号 和解について

都市政策部

部長	磯中克文君
次長	福田庄吾君
次長	渡辺一正君
新庁舎建設課長	紅野覚君
同課副課長	山本郁江君
同課副主幹	盛重佳孝君

(3) 議案第43号 恩田運動公園に係る指定管理者の指定の件

都市政策部

部長	磯中克文君
次長	福田庄吾君
次長	渡辺一正君
公園緑地課長	青山剛君
同課副課長	大島隆史君

観光スポーツ文化部

スポーツ振興課長	明徳義和君
同課主幹	岡田英治君
同課副課長	東野伸行君

(4) 議案第35号 宇部市手数料徴収条例中一部改正の件

都市政策部

部長	磯中克文君
次長	福田庄吾君
次長	渡辺一正君
建築指導課長	沖永靖行君
同課副課長	中尾和武君

(5) 報告 宇部市都市計画審議会の開催状況について

都市政策部

部長	磯中克文君
次長	福田庄吾君
次長	渡辺一正君
都市計画課長	青木信之君
同課副課長	安達洋之君
同課都市計画係長	三井宏之君

(6) 報告 宇都市地域公共交通サービス水準調査・検討に関する報告について

都市政策部

部長	磯中克文君
次長	福田庄吾君
次長	渡辺一正君
交通政策課長	新原英宜君
同課副課長	和田裕君

(7) 報告 宇都市常盤通りウォーカブル推進協議会の開催状況について

都市政策部

部長	磯中克文君
次長	福田庄吾君
次長	渡辺一正君
中心市街地活性化推進課長	上田靖之君
同課副課長	安部達也君

(8) 報告 宇都市成長産業推進協議会の取組について

産業経済部

部長	林孝之君
次長	村岡和弘君
成長産業創出課長	中村勇一郎君
同課副課長	川本満隆君

(9) 報告 地方卸売市場再整備基本構想について

産業経済部

部長	林孝之君
次長	村岡和弘君
卸売市場長	石原貴裕君

同副市場長 近藤孝男君
(10) 報 告 宇部市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業の優先交渉権者の選定について
土木建設部
部長 村上守君
次長 福田宗弘君
次長 國司哲也君
下水道経営課長 若崎真和君
同課副課長 岡本浩之君
下水道整備課長 藤田重治君
同課副課長 田丸聰君
下水道施設課長 姫田剛志君
同課副課長 友末健治君
(11) 議案第36号 宇部市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例中一部改正の件

水道局
局長 秋田浩二君
副局長 中村浩二君
総務企画課長 濱原資彦君
上水道整備課長 久保勉君

8 事務局職員出席者

書記 川村真由美君

9 傍聴者 宇部日報1名

―― 午前9時53分開会 ――

委員長（早野敦君） おはようございます。

ただいまから、産業建設委員会を開会します。

本日の審査は、お手元の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野敦君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、傍聴についてであります、現在、申込はありません。

なお、本日の委員会に対して今から傍聴の申込があった場合は、これを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能でありますので、念のため申し添えます。

委員長（早野 敦君） それでは、まず、議案第34号宇部市営住宅条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 おはようございます。都市政策部です。よろしくお願ひします。

議案第34号宇部市営住宅条例中一部改正の件について御説明いたします。

これは、宇部市営住宅条例について、借上住宅の返還に伴い、所要の整備を行うものです。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、議案第34号宇部市営住宅条例中一部改正の件につきまして御説明いたします。

議案集では73ページから74ページになります。

初めに、議案集74ページの宇部市営住宅条例の別表新旧対照表を御覧ください。

中央町第六借上住宅及び常盤町借上住宅について、令和7年度中に借上期間が満了するため、宇部市営住宅条例の別表から対象住宅を削除するものです。

本日、お手元に配付させていただいております資料1を御覧ください。

本市では、平成12年度より借上型市営住宅として運用を開始し、これまで12棟228戸の民間借上賃貸住宅を借上げていました。借上期間は20年間を期限として契約をしており、それぞれの住宅の期間満了日については、資料1の表のとおりとなっております。

青色で着色している部分の1番の中央町借上住宅から、10番の中央町第五借上住宅までの借上住宅につきましては、契約期間の満了に伴い、すでに所有者への返還が完了しています。

黄色で着色しております部分、11番の中央町第六借上住宅及び12番の常盤町借上住宅は、このたびの宇部市営住宅条例の別表から削る対象住宅となります。

住宅の契約満了日が異なるため、施行年月日については、中央町第六借上住宅が令和7年6月1日、常盤町借上住宅が令和7年7月1日としています。

なお、このたびの2棟の返還で、全ての借上型市営住宅の返還が終了することになります。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひします。

委員長（早野 敦君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。荒川委員。

委員（荒川 憲幸君） そもそも、20年で契約が切れる市営住宅の在り方には一貫して

反対をしてきましたけれども、今回の2棟の返還で全ての契約が終わるということです。

そこで、実質228戸の市営住宅がなくなってしまうことになりますが、これに対して何か対応策は考えておられますか。

執行部 令和4年4月に策定しました宇部市営住宅等長寿命化計画は、公営住宅の需要と供給のバランスを検証し、この計画に基づいて建て替えや改善工事などを実施しております。

計画では、借上型市営住宅の減少分についても考慮しておりますが、今後も十分な戸数を確保できる見込みで、返還による影響はないものと考えております。

なお、近年は、人口減少や高齢化の影響により、市営住宅の入居率が80%弱にとどまるなど、需要が減少していることから、全団地の集約を踏まえた、より効率的な住宅供給を整備していくと考えております。

委員（荒川 憲幸 君） 特に問題はないということですけれども、今回契約の切れる41戸に実際に入っておられる方への対応はどうなっていますか。

執行部 まず、中央町第六借上住宅には6戸ございます。この6戸のうち、移転対象世帯が3世帯であり、このうち1世帯が移転を完了しております。残りの2世帯につきましては継続入居、今おられる所にそのまま住まわれる予定となっております。

常盤町借上住宅35戸につきましては、現在の移転対象者は33世帯おられます。

そのうち、19世帯が移転を完了されております。残り14世帯ございますが、11世帯は、移転の調整が既に済んでおります。3世帯につきましては、移転調整中でございます。

委員（荒川 憲幸 君） 移転先について分かりますか。

執行部 移転先とは、今回の2棟の入居者の移転先でよろしいでしょうか。

中央町第六借上住宅の移転完了した1世帯につきましては、ほかの市営住宅です。

それから、常盤町借上住宅につきましては、19世帯中13世帯がほかの市営住宅、2世帯が民間の賃貸住宅です。その他4世帯は、施設やお子さんの所などに行かれることとなっております。

委員長（早野 敦 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第34号宇部市営住宅条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦君） 次に、議案第42号和解についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第42号和解について御説明いたします。

これは、新庁舎1期棟の屋上に市が設置した自立型水素エネルギー供給システムにおいて、水素製造装置の故障が頻発することから、当該機器を撤去することとし、市が被った損害に対する賠償を相手方と和解することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 新庁舎建設課課長の紅野です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第42号和解について御説明いたします。

議案集155ページを御覧ください。

和解の相手方は、川崎市幸区堀川町72番地34。東芝エネルギーシステムズ株式会社。代表取締役社長、島田太郎です。

事案の概要ですが、自立型水素エネルギー供給システムの内部機器である水素製造装置の故障が頻発することから、これらを撤去することとし、これまでに市が被った損害の賠償を製造元である相手方に求めるものです。

和解の概要ですが、相手方が市に対し、本事案の損害賠償金を支払うこととし、この金額には機器の撤去に要する費用は含めず、当該費用は、別途相手方の負担によるものとしています。

次に、事案の経緯等について御説明します。

まず、当該システム設置当時の導入背景と目的についてです。

水素先進県である山口県における次世代クリーンエネルギーへの期待と先導的な取組事例になることに加え、防災拠点としてのBCP性能の強化や、環境共生庁舎としての環境負荷低減・省エネ性能の向上などを目的に導入を決定しています。

当該システムは、太陽光で発電した電力と水道水から水素を製造、蓄積し庁舎に供給する機能を有するシステムです。水素生成過程や電力供給時にCO₂を排出せず、長期貯蔵が可能であることが特徴となっています。

水素製造装置に故障が頻発している状況の中、相手方と対応等について協議、検討を続けた結果、当該機器を撤去、返品することいたしました。

なお、撤去する場合は水素製造装置の利活用ができなくなりますが、非常用電力やCO₂削減効果の影響はわずかであるため、環境に配慮した庁舎の位置付けは変わりません。

また、本庁舎は運用実績データベースでZEB Readyを達成していますが、撤去する場合においても、これらに影響がないことを確認しています。

以上のようなことから、当該機器を撤去することとし、これまでに市が被った損害の賠償を製造元である相手方に求めるものです。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（早野 敦 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。荒川委員。

委 員（荒川 憲幸 君） 導入するに当たっての検討はどのようにされたのですか。

執行部 導入するに当たりまして、当時、このようなエネルギーがパッケージ化された製品は、この東芝のシステムしかございませんでした。その時に、他市の事例の実績をヒアリング等して、その内容等を勘案した結果、導入したということになっております。

委 員（荒川 憲幸 君） 他市の事例の話を聞かれた時には、非常に調子がいいということだったのですか。

執行部 その当時は、故障があるという情報は一切ございませんでした。

委 員（荒川 憲幸 君） もう少し導入に当たって、こういう新しいものを入れる場合というのは、慎重に検討する必要があるのではないかと思うのですが、いかがですか。

執行部 当時担当した福田と申します。

導入に当たっては、山口県が水素の先進県であるということや、次世代のクリーンエネルギーということ、先導的な取組になるということで、当然、入れたという結果です。

先ほど新庁舎建設課長が説明しましたけれども、当時他市の事例があつて、故障があるとか当該機器がある意味使えなくなるような状況にあるという情報は、全く出ていなかつたこともありますし、相手方がここ1者で、東芝という大きな企業であることから、そういったトラブルが発生するということは事前に予知できませんでした。このたびいろいろと検討した結果、撤去に至つたということでございます。

委 員（荒川 憲幸 君） 何度も言いますけれども、こういうものを導入する際は、やはり慎重に検討するべきだと思いますし、撤去したからといって、今の環境に配慮した庁舎の位置付けの評価が落ちるわけではなく、ほとんど変わらないということなのでしょう。なおさらのこと、慌てて導入する必要はなかったのではないかと思います。今回の損害賠償のこととは少し違いま

すけれども、導入するに当たっては税金ですから、本当に慎重に行っていただきたいと要望しておきます。

委員長（早野 敦 君） ほかにありませんか。射場委員。

委 員（射場 博義 君） 確認ですみません。今回、それほど影響はないということですが、当該機器の次の代案は別に特に取っていないということですか。

執行部 代替機器を導入することは考えておりません。

委員長（早野 敦 君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第42号和解について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦 君） 次に、議案第43号恩田運動公園に係る指定管理者の指定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第43号恩田運動公園に係る指定管理者の指定の件について御説明いたします。

これは、恩田運動公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定により市議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

執行部 公園緑地課の青山です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第43号恩田運動公園に係る指定管理者の指定の件について御説明いたします。

議案集の157ページを御覧ください。

施設の名称は、恩田運動公園。位置は、宇都市恩田町四丁目。

指定管理者の候補者は、恩田スポーツパーク整備事業の受託者と本市が令和5年6月30日に締結した基本協定に基づき、公益財団法人宇都市スポーツ協会と美津濃株式会社との共同事業体である、宇都市スポーツ協会グループを選定しております。

指定する期間は、令和7年4月1日から令和21年3月31日までの14年間です。

恩田スポーツパーク整備事業では、維持管理期間を令和6年4月1日から令和21年3月31日までの15年間とし、施設整備は令和5年度から令和6年度の2か年にわたり実施しております。

指定管理期間は、施設整備の進捗に合わせ段階的なものとし、令和6年度の1年間の指定管理については、令和6年3月の議会にて御承認をいただいています。本議案は協定書に基づき、全ての施設が利用可能となる令和7年度から令和20年度までの残り14年間を指定管理期間とするものです。

以上で、説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

委員長（早野 敦君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第43号恩田運動公園に係る指定管理者の指定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦君） 次に、議案第35号宇都市手数料徴収条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第35号宇都市手数料徴収条例中一部改正の件について御説明いたします。

このたびの条例改正は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、建築基準法及び宅地造成等規制法の一部改正に伴い、国の算定基準による手数料の新設、その他所要の整備を行うものです。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いします。

執行部 建築指導課の沖永です。よろしくお願ひいたします。

それでは御説明いたします。

議案第35号宇部市手数料徴収条例中一部改正の件について、議案集では75ページから136ページが該当部分となりますが、その内容をお手元の資料1から資料4により説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料1を御覧ください。

このたびの条例改正は、建築物のエネルギー消費性能の向上による省エネ対策の強化及び宅地造成地の安全性確保のための法改正に伴い、手数料の改正、新設等を行うものです。

赤枠の改正内容の1点目。

建築分野における省エネ対策強化のための法改正に伴うものが2つあり、(1)として、省エネ性能向上に伴う建物の重量化等に対応した建築確認・検査制度等の見直しに伴い、手数料を改正します。

省エネ性能向上に伴い、屋根や外壁等の断熱強化や太陽光発電設備の設置等による建物の重量化に対応して建築物の安全性を確保するため、このたび、構造等の基準が改正されました。

これらによる審査及び検査業務の増加等を踏まえ、各手数料の額を改正いたします。

改正後の手数料は、資料2を御覧ください。

赤く囲まれた部分が改正後の各手数料額を示しています。

改正前の手数料額に比べ、確認申請が約1.2倍、完了検査が約1.3倍、中間検査が約1.1倍となっています。

次に、資料1赤枠の改正内容1点目、(2)としまして、全ての新築等建築物に対する省エネ基準適合義務化に伴う改正内容を説明いたします。

新たに住宅用途に対する省エネ基準適合義務化により審査業務が追加されるため、省エネ基準適合判定手数料等を追加しています。

判定手数料は、資料3の表を御覧ください。

住宅の規模や評価方法により手数料を定めています。

今後は、これらの省エネ基準適合判定手数料等と先ほどの従来の建築物等確認申請手数料を合わせたものが申請手数料となります。

なお、これらの手数料額は、県内特定行政7市、下関、宇部、山口、萩、防府、周南、岩国で調整会議を行い、国の算定基準による統一した手数料額としております。

また、省エネ認定制度の廃止により、建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料の部について削除します。

以上で、改正内容1点目の説明を終わります。

次に、資料1青枠、改正内容の2点目。宅地造成等規制法の一部改正に伴う手数料の新設について説明します。

令和3年に静岡県熱海市で発生した土石流災害を教訓として、宅地造成等規制法が一部改正され、県内全域において、令和7年4月1日に規制区域が指定される予定です。

区域の指定に伴い、一定の基準の盛土内に設置される地下排水施設の中間検査が必要となるため、開発許可を受けて行われる宅地造成工事について、宅地造成等工事許可中間検査申請手数料を新設します。

手数料は、資料4を御覧ください。

表の手数料は、盛土内に設置される地下排水施設の対象面積により、1件当たりの手数料額となります。

なお、手数料額は、国の算定基準により策定し、県と調整の上、同額としております。

以上で、改正内容の2点目の説明を終わります。

最後に、これらの手数料徴収条例中一部改正の施行日は、令和7年4月1日となります。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（早野 敦君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。笠井委員。

委員（笠井 泰孝君） 今、令和7年4月1日から山口県内がこの指定区域に入るということですけれども、宇部市で該当するような事案は、今のところあるのでしょうか。

執行部 熱海市の事例のように、直接問題になっている事例は、現在のところございません。

委員長（早野 敦君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第35号宇部市手数料徴収条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

（5）宇都市都市計画審議会の開催状況について、執行部から報告があった。

（6）宇都市地域公共交通サービス水準調査・検討について、執行部から報告があった。

（7）宇都市常盤通りウオーカブル推進協議会の開催状況について、執行部から報告があった。

（8）宇都市成長産業推進協議会の取組について、執行部から報告があった。

（9）地方卸売市場再整備基本構想について、執行部から報告があった。

（10）宇都市公共下水道芝中ポンプ場再構築事業の優先交渉権者の選定について、執行部から報告があった。

委員長（早野 敦君） 次に、議案第36号宇都市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第36号宇都市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例中一部改正の件について、御説明を申し上げます。

これは令和7年4月1日から、水道法施行令等の一部改正に伴い、両監督者及び管理者の資格要件が見直されるために、本条例において、同様に改正を行うものでございます。

詳細につきましては総務企画課長が説明をいたしますので、御審査のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、議案第36号宇都市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例中一部改正の件について御説明いたします。

これは生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布に伴いまして、水道法施行令の一部改正を含む政令及び水道法施行規則の一部改正を含む省令が公布され、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたことから、関係する宇都市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正するものです。

まず、布設工事監督者の資格要件につきましては、現行では水道に関する実務経験のみが対象とされていましたが、技術上の実務経験年数のうち、少なくとも半分は水道に関する実務経験を有することとし、残りの実務経験につきましては、下水道等における、実務経験についても算入可能とされています。

また、学歴及び学科要件においても、土木工学科、土木科以外の課程が追加されています。そのほか新たな資格要件として、一級土木施工管理技士が追加されました。

次に水道技術管理者の資格要件についてでございますが、新たな資格要件として、技術士及び一級土木施工管理技士が追加されています。

布設工事監督者及び水道技術管理者共通の資格要件については、現行では大学の土木工学科、またはこれに相当する課程において、衛生工学、または水道工学に関する学科を履修したものは、必要とする実務従事経験年数を1年短縮しているところですが、履修科目にかかわらず、3年以上の実務従事経験を必要とされることとなりました。

今回の資格要件の見直しの理由につきましては、水道整備管理行政の機能強化や、携わる職員の減少に伴い、布設工事監督者や水道技術管理者の確保が困難となっていることから、一部が改正されるものです。

簡単ではございますが、以上で説明を終わります。

御審査のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（早野 敦 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。射場委員。

委 員（射場 博義 君） ちょっと確認ですみません。

資格のいろいろ見直しがあって、追加される資格があるのですが、今回宇部市はこの資格が増えることによって、目的が、人が少ないというのを増やしていくこうということなのですから、これが資格が増えることによってできなくなる。

4月1日付になっていますので、それに間に合うところが、間に合わないところが出てくるのか、それともプラスアルファだから、プラスになっていくのかというその辺の判断をどう見ていらっしゃるかだけちょっとお聞きします。

執行部 資格要件が基本的には緩和されておりませんので、マイナスになることはございません。

委員長（早野 敦 君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（早野 敦君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第36号宇都市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（早野 敦君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（早野 敦君） 以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は終わりました。

委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

委員長（早野 敦君） 以上で、産業建設委員会を閉会します。

―― 午後零時1分閉会 ――

令和7年3月10日

産業建設委員会委員長 早野 敦